二、第三号及び第六号を除く。）	用する銀行法施行規則の規定による許可、認可、承認又は指定に関する申請の標準処理期間

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第十七条の三第一項第十一号	貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）	貸付け
第十七条の三第二項第二号の三	電子決済等代行業	農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業に係る業務又は

二及び第三号を除く。）	する銀行法施行規則の規定による許可、認可、承認又は指定に関する申請の標準処理期間

2　前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号並びに第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第十七条の三第一項第十一号	貸付け（住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。）	貸付け

［項を加える。］

	当該業務と併せ営む電子決済等代行業
［略］	
第十七条の五第一項	いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く
	金融庁長官
	農林水産大臣及び金融庁長官等
［略］	

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十八条　法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
農業協同組合及び農業協同組合連	貯金者（法	預金者（再編強化法附則第三十三

	当該業務と併せ営む電子決済等代行業
［同上］	
第十七条の五第一項	いい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項第十二号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く
	金融庁長官
	農林水産大臣及び金融庁長官等
［同上］	

（信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係）

第三十八条　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
民間公益活動を促進するための休	経営困難農水産業協同組合とみな	経営困難農水産業協同組合とみな